



司法警察職員は、起訴までに、所持する全ての証拠を検察官に送付しなければなりません。

検察官は、起訴後直ちに、弁護人又は被告人に対し、検察官が所持する全ての証拠の目録（標目）及び内容（要旨）を記載した書面を交付しなければなりません。

また、検察官は、請求予定の全証拠について、弁護人又は被告人に対し、その写しを交付します。

弁護人又は被告人は、検察官に対し、起訴後、検察官が交付した証拠の目録（標目）に記載された全証拠の閲覧・謄写を請求することができます。

検察官が証拠の閲覧・謄写に応じない場合は、早急かつ明確に、開示しない理由を記載した書面をもって、開示に応じない旨回答します。

検察官が証拠の閲覧・謄写に応じないときは、弁護人又は被告人は、裁判所に対し、証拠開示命令を請求できます。

裁判所は、証拠開示命令の審理に際し、検察官に当該証拠の提示をさせることができます（イン・カメラ制度）。

裁判所は、弁護人又は被告人から請求があったときは、検察官に対し、証拠開示命令を発することができます。

裁判所の開示命令に対し、検察官は不服申立できませんが、弁護人又は被告人の不服申立は可能です。

注：  
日弁連「裁判員制度」の具体的制度設計要綱 p17  
以下による。